

業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
株式会社の支配に関する基本方針

連 結 注 記 表

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

計算書類に係る会計監査人の監査報告

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

株式会社 東京ソワール

業務の適正を確保するための体制

当社グループは、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人が職務を遂行するにあたり、法令、定款、社内規程及び企業倫理を遵守した行動をとるための「企業行動憲章」を定め、取締役はこれを率先垂範の上、社内に周知徹底する。
- ② 取締役及び使用人にコンプライアンス研修を実施し、自らのコンプライアンスの知識を高め、これを尊重する意識を醸成する。
- ③ コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、通報者の保護を織り込んだ内部通報制度の運用の徹底を図る。
- ④ コンプライアンスの観点から経営上の問題を監督するために「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、年4回委員会を開催するとともに、重要性の判断に応じて取締役会に報告する。また、代表取締役・社外取締役・監査等委員意見交換会を年3回実施し、コンプライアンス経営を強化する。
- ⑤ 取締役及び使用人は、反社会的勢力との関係は法令等違反に繋がるものと認識し、反社会的勢力に対する対応を統括する部署を人事総務部と定めるとともに、警察等関連機関とも連携し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を拒絶・排除する。
- ⑥ 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制を構築する。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令、文書管理規程及び情報管理規程に基づき保存管理し、必要に応じて運用状況の検証を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」は、リスク管理規程、関連する個別規程、マニュアル等の整備を各部署に求めてリスク管理体制の構築を図り、定期的に運用状況を確認・評価する。

- ② 各部署は、それぞれの部署に関するリスクの管理を行い、各々のリスクに対する未然防止に努めるとともに、定期的にリスク管理の状況を「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の意思決定並びに取締役会の業務執行状況の監督等を行う。この他、効率的な意思決定を図り、重要事項に係る議論を深めるため毎月各2回の執行役員会及び経営会議を開催する。
- ② 業務の運営については、毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、達成すべき目標を明確化するとともに、各業務執行ラインは目標達成のために活動するものとする。また、目標の進捗状況は業務報告において定期的に確認する。
- ③ 取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、全て取締役会に付議することを遵守する。その際、事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配付される体制をとる。
- ④ 日常の職務執行に際しては、決裁権限規程、業務分掌規程に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り、効率的に業務を遂行する体制をとる。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社で重要な事象が生じた場合には、当該子会社の取締役及び使用人から当社担当取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）に直ちに報告させる。併せて、子会社の重要な業務執行に関し当社担当取締役に定期的に報告させる。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の事業運営に係るリスクに関し、当社の取締役会において当社担当取締役から報告する。
- ③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
事業年度ごとに、子会社の経営目標及び予算配分等につき、当社担当取締役と当該子会社の取締役が協議し決定する。

- ④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社の取締役または使用人が子会社の取締役または監査役を兼務して監督し、当社取締役会へ業務状況を定期的に報告する。
 - ロ. 当社の内部統制に準拠し、コンプライアンス経営やリスク管理を徹底する。
 - ハ. 会計監査人、監査等委員会及び内部監査室は、子会社の会計処理状況、法令・社内規則の順守状況等を監査する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員の職務は内部監査室の使用人がこれを補助する。

(7) 前号の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査等委員会の事前の同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。

また、当該使用人に対し監査等委員会の職務の補助に必要な権限を確保するほか、監査等委員会の職務の補助に関する当該使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指示命令は受けないものとする。

(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項

- ① 監査等委員は、重要な会議に出席または議事録を受領し、これらを通じて監査等委員会が報告を受ける体制をとっている。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人ならびに子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人ならびに子会社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実、当社に重大な影響を及ぼす事項など、コンプライアンスやリスクマネジメントなどに係る事項について、速やかに報告する。

(9) 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査等委員会へ報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止している。
- ② 当該通報をしたこと自体による不利益な取扱いを禁止していることなど、その旨を当社使用人に通知徹底する。

(10) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務を執行（監査等委員会の職務の執行に限る）するうえで必要な費用については、監査等委員と協議のうえ毎年度予算措置を行う。また、その他に監査等委員の業務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用及び債務を処理する。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査等委員会と定期的に意見交換会を開催する。
- ② 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い内部監査結果の報告を受ける。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し、当事業年度において適切な運用を行っております。主な運用状況については、以下のとおりです。

(1) 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会を16回開催しました。重要事項の意思決定並びに取締役の業務執行状況の報告・監督等を行っております。この他、効率的な意思決定を図り、重要事項に係る議論を深めるため毎月各2回の執行役員会及び経営会議を開催し、業務執行の適正性及び効率性を確保しております。

また、当社の経営トップと子会社の取締役とは定期的な会合を行い、子会社の重要事項については、事前の協議・承認を行っております。

(2) 監査等委員の職務執行

当事業年度において監査等委員会を14回開催しました。監査等委員は監査方針、監査計画に基づき、業務執行の監査を行っております。

監査等委員は、内部監査室及び会計監査人と必要な連携をとるとともに、代表取締役及び管理本部長との意見交換を定期的に行うなど、会計監査の有効性、効率性を高めております。特に常勤監査等委員は社内的重要会議に積極的に参加するなどして、業務執行が適切に行われていることを確認するとともに、監査等委員会において、情報を共有しております。また、監査等委員は社外取締役と独立役員相互の意見交換を必要に応じて行っております。

(3) 内部監査の実施

社長直轄の内部監査室が、当社グループの業務遂行状態について内部監査計画に基づいて監査を実施いたしました。また、会計監査人及び監査等委員会と連携し、効率的な内部監査を行っております。

また、内部監査室は監査等委員及び管理本部と必要な調整を行い、効率的な内部監査の実施に努めるとともに、内部監査の状況を月1回、代表取締役及び監査等委員会に報告しております。

(4) 財務報告に係る内部統制

内部統制に関する基本計画に基づき内部統制評価を実施しております。内部統制の検査者及びサブプロセス管理責任者は、内部監査室立会いのもと、プロセス管理責任者に検査結果を報告するなど、内部統制の実効性を高めております。また、当該評価結果等については、会計監査人による監査及び取締役会による検証、監査等委員会を経て、法令所定の手続きにより内部統制報告書として適正に開示しております。

(5) コンプライアンス・リスク管理に関する取組み

役員及び従業員が職務を遂行するにあたり、法令、定款、社内規程及び企業倫理を遵守した行動をとるための「企業行動憲章」を定め、毎年、当社グループ内に周知徹底しております。また、コンプライアンスの観点から経営上の問題がないか、代表取締役・社外取締役・監査等委員意見交換会を年3回実施するとともに、従業員に対するコンプライアンス教育の研修を実施するなど、コンプライアンス経営に努めております。

代表取締役を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」は、リスク管理規程、関連する個別規程、マニュアル等の整備を各部署に求めてリスク管理体制の構築を図り、定期的に運用状況を確認・評価しております。

なお、当社は、他社で起きた事件等についても、当社で起きた場合を想定するなど、随時リスクの見直しや対応を協議しております。また、当社は、重要なリスクになる可能性を秘めたこと全てを「コンプライアンス・リスク管理委員会」事務局に報告することを義務付けるとともに、事務局は必要に応じて下位の「緊急小委員会」を開催するとともに、適宜、全役員と情報を共有しております。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。しかしながら、大規模買付行為等が行なわれる場合、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様適切にご判断いただくことは困難です。また、大規模買付行為等の中には、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとはいえないものもあります。

かかる認識の下、当社は、①大規模買付者に株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を提供いただいた上で、株主の皆様が大規模買付行為等に応じるか否かの判断を可能とする状況を確保すること、②大規模買付者の提案が当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様当該提案をご判断いただく際の参考として提供すること、③当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行うこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様に提示すること、④必要に応じて株主の皆様が、大規模買付行為等についてどのように考えているかの確認の場（意思確認のための株主総会の開催）を提供差し上げることが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付者に対しては、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するよう要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時かつ適切な情報開示を行う等、法令等及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じてまいります。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

① 企業価値向上への取組み

フォーマル、ライフスタイルの両事業を通じて、「ウェルビーイングな商品・購入体験の拡充」の実現に向けて、当社グループを取り巻く事業環境から、3つの課題として、「事業領域の拡大」、「事業基盤の整備」、「効率化の追求」に取り組んでおります。具体的には、第57期報告書「1. 企業集団の現況に関する事項」の「(5) 対処すべき課題」をご参照ください。

② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、迅速で正確な経営情報をもとに、経営を取り巻く諸問題に対する確かな意思決定と業務執行が行えるように運営してまいりたく、2021年3月30日付けで、取締役会の監督機能を強化するとともに権限移譲による迅速な意思決定と業務執行により、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。取締役会は、監査等委員でない取締役5名、監査等委員である取締役4名により構成し、うち4名は経営体制の強化と監督機能充実のために、社外取締役を選任しており、会社の基本方針、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項について審議・決議するとともに、コンプライアンスの徹底を図り、業務の執行状況を監督する機関として位置付けております。監査等委員は取締役に対して適宜意見表明を行ない、内部統制の実効性の確保を図っております。なお、当社は、執行役員制度を導入しており、意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を図っております。

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に鋭意取り組んでおります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

フリージア・マクロス株式会社（本店所在地：東京都千代田区神田東松下町17番地）（以下「フリージア・マクロス社」といいます。）及びその関係者（以下フリージア・マクロス社と合わせて「特定株主グループ」といいます。）による大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）は、上記「(1) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿って導入し、2025年3月28日開催の第56回定時株主総会において、本プランの継続についてご承認をいただいたものです。本プランは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、「当社の持分法適用関連会社化及び資本業務提携の交渉に際しての交渉力の強化」を目的と掲げつつも、当社に事前連絡のないまま当社株式の買増しを進める特定株主グループに対して、当社株式の大規模買付行為を行おうとする場合に遵守すべきルールを策定し、その遵守を求めるとともに、特定株主グループが本プランを遵守しない場合、及び特定株主グループによる大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうものであると判断される場合の対抗措置を定めるものです。なお、当社は、本プランの運用に関して、当社社外取締役3名からなる独立委員会を設置しております。

本プランでは、当社が、一定の期限を定めた上で、大規模買付行為等（金融商品取引法第27条の2第7項に定める特別関係者や同法第27条の23第5項に定める共同保有者等とあわせて、株券等所有割合が20%以上となる当社株式を取得等する行為を指します。）を行う予定の有無の確認を行います。また、当社による上記意思確認の有無にかかわらず、大規模買付者は、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付行為等の内容の検討に必要な情報及び買付提案書を提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとし、大規模買付者による情報の提供が十分になされたと判断した場合、速やかに大規模買付者及び独立委員会に通知します。当社取締役会は、大規模買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けの場合）又は90日以内（その他の大規模買付行為等の場合）に、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

なお、独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続きにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。他方で、独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。但し、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主の皆様共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主の皆様共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとします。

なお、独立委員会から対抗措置の発動又は不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、独立委員会に対する諮問に加え、株主意思確認総会を開催することが実務上適切と判断した場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様へ問うべく株主意思確認総会を開催することができるものとします。

(4) 本プランが、基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様共同の利益等に合致するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 平時の買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本プランは、平時に導入されるいわゆる買収防衛策とは異なるものではありませんが、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付け報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」並びに、東京証券取引所の定める「コーポレートガバナンス・コード」(2021年6月11日の改訂後のもの)の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえて策定されています。

② 株主意思の尊重（株主の皆様のご意思を直接的に反映する仕組みであること）

本プランは、株主総会においてご承認いただいた後も、①その後の当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになり、かつ、②当社の株主総会において選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしております。さらに、本プランに基づく対抗措置の発動に際しても、独立委員会から当社の株主意思を確認するべきである旨の勧告が行われた場合、株主総会を開催し、当社の株主の皆様のご意思確認を経ることとします。

③ 取締役の恣意的判断の排除

当社は株主意思の尊重の観点から、株主総会において、本プランの継続に関して株主の皆様からご承認をいただけない場合にあっては、株主の皆様のご意思に従い本プランは有効期間の満了により失効することとなりますので、当社取締役会の恣意的な判断により本プランが継続されることはありません。加えて、当社は、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うに当たって必要な事項について、独立社外取締役3名からなる独立委員会の勧告・判断を受けるものとしております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりであります。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社チャンネルジーン

② 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称 株式会社TRYVISION

連結の範囲から除いた理由

総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

持分法を適用しない非連結子会社の名称 株式会社TRYVISION

持分法を適用しない理由

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社チャンネルジーンの決算日は、10月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日(2025年10月31日)現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
商品及び原材料 先入先出法による原価法
製品 総平均法による原価法
仕掛品 ロット別の個別原価法
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、建物の主な耐用年数は23～44年であります。
- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
- ハ. 賃貸不動産
定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、建物の主な耐用年数は47年であります。
- ニ. リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。
- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間
のれんは、8年間で均等償却しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に婦人服及びアクセサリー類の販売を行っております。このような製品及び商品の販売については、顧客に製品及び商品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップのみであり、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

2. 会計方針の変更にに関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	フォーマル事業	ライフスタイル事業	計	
ブラックフォーマル	9,366,321	—	9,366,321	9,366,321
カラーフォーマル	2,639,038	—	2,639,038	2,639,038
アクセサリ類	2,481,939	—	2,481,939	2,481,939
婦人服飾雑貨	—	1,625,181	1,625,181	1,625,181
顧客との契約から生じる収益	14,487,298	1,625,181	16,112,480	16,112,480
外部顧客への売上高	14,487,298	1,625,181	16,112,480	16,112,480

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,500,621
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,366,590
契約資産（期首残高）	53,327
契約資産（期末残高）	33,297
契約負債（期首残高）	163,542
契約負債（期末残高）	108,557

契約資産は、顧客から返品されると見込まれた商品及び製品を回収する権利に関するものであります。

契約負債は、返品されると見込まれた商品及び製品について、顧客から受け取る対価を返金すると見込む部分に関するものであります。収益の認識に伴い、契約負債は取り崩され、顧客との契約から生じた債権が減額されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、163,542千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

履行義務の当初に予想される契約期間が1年以内であるため、残存履行義務の情報の注記を省略しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した商品及び製品は4,229,111千円であります。連結損益計算書に計上した、商品及び製品の評価減の金額は23,226千円であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産のうち、商品及び製品は、婦人フォーマルウェア及びアクセサリ一類であります。全国の百貨店及び量販店等に卸売販売をしており、一部はネット販売も含めた直営店舗で直接販売をしております。

製品・商品ともに、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によって評価しております。

帳簿価額と連結会計年度末における過去実績による正味売却価額をもとに評価し、正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には、正味売却価額を貸借対照表価額としております。一定の期間経過後の製品・商品については、同様のブランドの過去実績により算出した正味売却価額まで簿価切下げを行っております。

基準とする販売消化率の達成状況や経過年数などにより販売可能性が低下していると判断した在庫については、随時、評価し、処分見込額まで簿価切下げを行っております。

製品・商品の評価減の基礎となる主要な仮定は、直近の販売実績や基準とする販売消化率の達成状況から予測する販売単価であります。

なお、当該見積りは将来の不確実な経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の実績が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、簿価切下げによる製品・商品の評価減の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-E SOP）」（以下「本制度」という。）を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が一定の要件を満たした場合に当該従業員に対し自社の株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に勤続や成果に応じてポイントを付与し、一定の要件を満たした場合に獲得したポイントに相当する自社の株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

② 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

③ 信託が保有する自社の株式に関する事項

- イ. 信託における帳簿価額は38,315千円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。
- ロ. 期末株式数は41,600株であり、期中平均株式数は42,789株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

① 担保に供している資産

建物	587,755千円
構築物	17,011千円
工具器具備品	1,395千円
土地	157,290千円
資産計	<u>763,453千円</u>

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	40,000千円
長期借入金	530,000千円
債務計	<u>570,000千円</u>

(2) 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	2,987,347千円
賃貸不動産	193,112千円

(3) 当座貸越契約に係る借入未実行残高

当座貸越極度額の総額	2,400,000千円
借入実行残高	—
差引額	<u>2,400,000千円</u>

(4) 財務制限条項

当社が、取引銀行4行と締結している賃貸マンションの建設費用のタームローン契約には、次の財務制限条項が付されています（契約ごとに条項がことなるため、主なものを記載しております）。

- ① 当事業年度末における当社の貸借対照表の純資産の部の金額が、前事業年度末の金額の80%以上を維持すること。
- ② 当事業年度末における当社の貸借対照表の自己資本比率を50%以上に維持すること。
- ③ 当事業年度末における当社の損益計算書の経常損益が2期連続して損失とならないこと。

7. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
神奈川県横浜市他（直営店舗10店舗）	直営事業用資産	建物、工具器具備品	32,045千円

当社グループは、原則として直営事業用資産については店舗ごとにグルーピングを行っております。

直営店舗については、継続して当初の事業計画より収益性が著しく低下している10店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は、直営店舗については使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,860,000	—	—	3,860,000

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	156,854千円	45円	2024年12月31日	2025年3月31日

(注) 「配当金の総額」には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が、基準日現在に保有する自社の株式43,700株に対する配当金1,966千円が含まれております。

(3) 連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2026年3月27日開催の定時株主総会に、次のとおり付議いたします。

普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	157,567千円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	45円
④ 基準日	2025年12月31日
⑤ 効力発生日	2026年3月30日

(注) 「配当金の総額」には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が、基準日現在に保有する自社の株式41,600株に対する配当金1,872千円が含まれております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金調達については、事業計画に基づき必要な運転資金を主として自己資金で賄っており、必要に応じて銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引については、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、ほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、賃貸不動産の取得に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で15年後であります。

デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクのヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。有効性の評価については、特例処理の要件を満たしているため、省略しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主要な取引先に関しては定期的に売上債権残高と滞留月数をモニタリングすることによりリスクの低減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクのヘッジを目的とした金利スワップ取引であり、取締役会の承認を得て行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、定期的に資金繰り計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 投資有価証券			
その他有価証券(注2)	1,484,776	1,484,776	—
資産計	1,484,776	1,484,776	—
① 長期借入金(注3)	587,280	516,632	△70,647
負債計	587,280	516,632	△70,647

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「電子記録債務」「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	189,017

3. 1年内返済予定の長期借入金も長期借入金に含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格より算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,484,776	—	—	1,484,776
資産計	1,484,776	—	—	1,484,776

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	516,632	—	516,632
負債計	—	516,632	—	516,632

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、市場の活発性に基づきレベル1に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都において、賃貸用マンション（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
763,453	2,350,000

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づきます。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 3,031円51銭

(2) 1株当たり当期純利益 68円50銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益 236,534千円

普通株主に帰属しない金額 —

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 236,534千円

普通株式の期中平均株式数 3,453,048株

2. 株主資本において自己株式として計上されている株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は42,789株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は41,600株であります。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,842,768	流動負債	2,301,643
現金及び預金	1,739,772	支払手形	6,393
電子記録債権	4,066	電子記録債権	1,064,284
売掛資産	1,315,962	買掛金	311,948
約 資	33,297	1年内返済予定の長期借入金	40,000
商製品	592,009	リース債務	41,189
製 品	3,568,752	未払金	318,195
仕 材	349,050	未払費用	269,282
原 料	1,413	未払法人税等	72,812
前払費用	168,372	未払事業所	10,767
短期貸付金	6,114	契約負債	108,557
その他の流動資産	64,474	預り金	29,990
貸倒引当金	△517	前受収益	502
固定資産	5,996,184	資産除去債務	17,813
有形固定資産	2,315,979	その他の流動負債	9,907
建物	407,595	固定負債	1,284,000
構築物	0	長期借入金	530,000
機械装置	3,863	リース債務	46,577
器具器具備品	183,436	繰延税金負債	1,499
土地	1,656,362	退職給付引当金	460,118
リース資産	64,720	資産除去債務	202,989
無形固定資産	48,089	その他の固定負債	42,816
電話加入権	6,770	負債合計	3,585,644
リース資産	41,319	(純資産の部)	
投資その他の資産	3,632,115	株主資本	9,514,241
投資有価証券	1,632,794	資本金	4,049,077
関係会社株	875,070	資本剰余金	3,732,777
長期貸付金	14,010	資本準備金	3,732,777
敷金及び保証金	330,860	利益剰余金	2,254,869
長期前払費用	2,817	その他利益剰余金	2,254,869
賃貸不動産	763,453	繰越利益剰余金	2,254,869
その他の投資	15,552	自己株式	△522,483
貸倒引当金	△2,441	評価・換算差額等	739,067
		その他有価証券評価差額金	739,067
資産合計	13,838,953	純資産合計	10,253,308
		負債・純資産合計	13,838,953

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		14,487,298
売上原価		6,956,872
売上総利益		7,530,426
販売費及び一般管理費		7,438,395
営業利益		92,030
営業外収益		
受取利息及び配当金	51,747	
賃貸料収入	102,708	
その他の営業外収益	26,671	
		181,127
営業外費用		
支払利息	9,085	
賃貸費用	44,148	
その他の営業外費用	2,222	
		55,456
経常利益		217,701
特別利益		
投資有価証券売却益	79,158	
		79,158
特別損失		
減損損失	32,045	
投資有価証券評価損	16	
		32,061
税引前当期純利益		264,798
法人税、住民税及び事業税	77,087	
法人税等調整額	△11,309	
		65,778
当期純利益		199,020

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	4,049,077	3,732,777	-	3,732,777
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			△9,022	△9,022
自己株式処分差損の振替			9,022	9,022
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	4,049,077	3,732,777	-	3,732,777

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
別途積立金		繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	-	-	2,221,726	2,221,726
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△156,854	△156,854
当 期 純 利 益			199,020	199,020
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分				
自己株式処分差損の振替			△9,022	△9,022
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	33,143	33,143
当 期 末 残 高	-	-	2,254,869	2,254,869

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△546,083	9,457,497	618,238	10,075,736
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△156,854		△156,854
当 期 純 利 益		199,020		199,020
自 己 株 式 の 取 得	△489	△489		△489
自 己 株 式 の 処 分	24,090	15,067		15,067
自己株式処分差損の振替		—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			120,828	120,828
当 期 変 動 額 合 計	23,600	56,743	120,828	177,572
当 期 末 残 高	△522,483	9,514,241	739,067	10,253,308

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品及び原材料 先入先出法による原価法

製品 総平均法による原価法

仕掛品 ロット別の個別原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、建物の主な耐用年数は23～44年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ 賃貸不動産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、建物の主な耐用年数は47年であります。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主に婦人フォーマルウェアの製造、販売並びにこれに付随するアクセサリー類の販売を行っております。このような製品及び商品の販売については、顧客に製品及び商品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表に計上した商品及び製品は4,160,762千円であります。損益計算書に計上した、商品及び製品の評価減の金額は23,226千円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産のうち、商品及び製品は、婦人フォーマルウェア及びアクセサリー類であります。全国の百貨店及び量販店等に卸売販売をしており、一部はネット販売も含めた直営店舗で直接販売をしております。

製品・商品ともに、原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によって評価しております。

帳簿価額と事業年度末における過去実績による正味売却価額をもとに評価し、正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には、正味売却価額を貸借対照表価額としております。一定の期間経過後の製品・商品については、同様のブランドの過去実績により算出した正味売却価額まで簿価切下げを行っております。

基準とする販売消化率の達成状況や経過年数などにより販売可能性が低下していると判断した在庫については、随時、評価し、処分見込額まで簿価切下げを行っております。

製品・商品の評価減の基礎となる主要な仮定は、直近の販売実績や基準とする販売消化率の達成状況から予測する販売単価であります。

なお、当該見積りは将来の不確実な経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の販売実績が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、簿価切下げによる製品・商品の評価減の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-E S O P）」（以下「本制度」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が一定の要件を満たした場合に当該従業員に対し自社の株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に勤続や成果に応じてポイントを付与し、一定の要件を満たした場合に獲得したポイントに相当する自社の株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

- ① 信託における帳簿価額は38,315千円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。
- ② 期末株式数は41,600株であり、期中平均株式数は42,789株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

① 担保に供している資産

建物	587,755千円
構築物	17,011千円
工具器具備品	1,395千円
土地	157,290千円
資産計	<u>763,453千円</u>

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	40,000千円
長期借入金	530,000千円
債務計	<u>570,000千円</u>

(2) 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	2,913,385千円
賃貸不動産	193,112千円

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	8,639千円
関係会社に対する長期金銭債権	8,000千円

(4) 当座貸越契約に係る借入未実行残高

当座貸越極度額の総額	2,400,000千円
借入実行残高	—
差引額	<u>2,400,000千円</u>

(5) 財務制限条項

賃貸マンションの建設費用のタームローン契約には、次の財務制限条項が付されています（契約ごとに条項がことなるため、主なものを記載しております）。

- ① 当事業年度末における貸借対照表の純資産の部の金額が、前事業年度末の金額の80%以上を維持すること。
- ② 当事業年度末における貸借対照表の自己資本比率を50%以上に維持すること。
- ③ 当事業年度末における損益計算書の経常損益が2期連続して損失とならないこと。

7. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
神奈川県横浜市他（直営店舗10店舗）	直営事業用資産	建物、工具器具備品	32,045千円

当社は、直営事業用資産については店舗ごとにグルーピングを行っております。

直営店舗については、継続して当初の事業計画より収益性が著しく低下している10店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は、直営店舗については使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

(2) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	1,880千円
営業取引以外の取引（収入分）	3,638千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	418,052	544	18,500	400,096

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 544株

株式給付信託（J-E-S-O-P）給付による減少 2,100株

譲渡制限付株式報酬としての処分による減少 16,400株

(注) 「自己株式の数」には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自社の株式を含めております。当事業年度期首は43,700株、当事業年度末は41,600株であります。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注)2	372,814千円
契約負債	23,044千円
未払事業税	14,068千円
退職給付引当金	144,529千円
税務上の繰延資産	42,829千円
投資有価証券評価損	20,838千円
資産除去債務	69,436千円
その他	62,622千円

繰延税金資産小計 750,183千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2 Δ 206,146千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 Δ 203,638千円

評価性引当額小計(注)1 Δ 409,785千円

繰延税金資産合計 340,398千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 Δ 312,115千円

その他 Δ 29,782千円

繰延税金負債計 Δ 341,897千円

繰延税金資産純額 Δ 1,499千円

(注)1. 評価性引当額が34,471千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少によるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	372,814	—	372,814千円
評価性引当額	—	—	—	—	Δ 206,146	—	Δ 206,146千円
繰延税金資産	—	—	—	—	166,667	—	166,667千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率の負担率との差異原因の項目別内訳	
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.1%
住民税均等割	13.7%
評価性引当額の増減	△17.4%
その他	△2.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>24.8%</u>

(3) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%に変更して計算しております。この税率変更により繰延税金資産が5,556千円増加し、法人税等調整額が同額減少しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,963円47銭
(2) 1株当たり当期純利益	57円64銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	199,020千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	199,020千円
普通株式の期中平均株式数	3,453,048株

2. 株主資本において自己株式として計上されている株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数42,789株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は41,600株であります。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

株式会社東京ソワール

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指定社員 公認会計士 木村直人
業務執行社員

指定社員 公認会計士 染葉真史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京ソワールの2025年1月1日から2025年12月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上